

日ラ射 020 発第 106 号
2021 年 1 月 8 日

加盟団体理事長 各位

公益社団法人日本ライフル射撃協会
競技運営委員長 溝部 政司



緊急事態宣言を受けた競技会活動自粛について

緊急事態宣言が発出され、加盟団体においては今後の活動について検討されていると存じますが、協会としては以下のように考えておりますのでご協力をお願い申し上げます。

なお、行政の指導に従うことを第一優先としてご対応ください。

対象となる地域について

2つの地域に分けて対応する

1. 緊急事態宣言発出エリア：特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある地域

埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県の1都3県

2. 緊急事態宣言対象外のエリア：上記1以外の道府県。

これらの地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要がある。

今後の競技会への取り組み

1. 緊急事態宣言発出エリア：

- ・協会主催の競技会であるG1、G2競技会は中止もしくは延期とする。
- ・協会後援競技会であるG3+並びに公認試合であるG3、G4競技会についても延期または中止を検討する。開催を検討する場合は、十分な感染予防措置、都や県をまたいで移動について十分に配慮し、会場の射撃場ならびに自治体の指導に従い慎重に判断すること。
- ・宣言解除の際は以下2の内容に準じる。

2. 緊急事態宣言対象外のエリア：

- ・宣言期間中は、対象外エリアであっても、大勢が集合する可能性の高い協会主催競技会のG1、G2競技会は中止または延期とする。
- ・G3+、G3、G4競技会は、感染予防対策を充分取ること。
- ・緊急事態宣言対象エリアをはじめとする相対的にリスクの高い都道府県間の人の移動が伴うような競技会は、上記G3+以下の競技会であっても感染拡大防止のについて十分に配慮すること。
- ・イベントを実施の際は、当協会の感染予防対策ガイドライン/チェックリストを適用し安心・安全な競技環境とすること。

以上